

雇 用 奨 励 金

1. 内容

雲仙市在住者の雇用促進を図るため、工場等の新設及び増設に伴い市内在住の新規雇用者の増員に対し奨励金を交付します。

2. 対象業種

- ①製造業 ②自然科学研究所 ③情報処理サービス業 ④ソフトウェア業 ⑤旅館業
⑥道路貨物運送業 ⑦倉庫業 ⑧こん包業 ⑨卸売業 ⑩その他市長が特に認める事業

3. 対象条件

- ① 雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者
- ・投下固定資産総額 1億円以上（土地代を除く）
 - ・新規常用雇用者数 10人以上
(ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上)

又は

- ② 雲仙市内に工場等の新設又は増設し、次に該当する者
- ・新規常用雇用者数 20人以上
(ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上)

4. 奨励金額

- ・対象条件①の場合は、市内在住の新規常用雇用者1人当たり30万円
(正社員以外は15万円)
- ・対象条件②の場合は、市内在住の新規常用雇用者1人当たり20万円
(正社員以外は10万円)
- ・満年齢が40歳から55歳までの者の雇用には、1人あたり10万円を上乗せします。
- ・限度額 5千万円

5. 交付方法

事業開始から1年経過後、新規雇用者が1年以上勤務かつ引き続き雇用されているかを確認したうえで交付します。